

児童・生徒を対象とした



スマホ・ケータイ人権教室



を実施しています！

京都地方法務局及び京都府人権擁護委員連合会は、子どもの人権を守る活動の一環として、平成28年度から、携帯電話会社等と連携した「スマホ・ケータイ人権教室」を京都府下の小学校・中学校・高等学校で実施しています。

スマートフォン・携帯電話やインターネットの正しい利用方法と危険性について専門家（携帯会社等）から詳しく最新情報を学ぶとともに、インターネットを通じたいじめ発生の防止やいじめを受けた場合の人権相談窓口をお知らせする内容となっています。

学校での人権学習に是非御利用ください。

●実施対象

京都府下に所在する小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校の生徒
…講師はNTTドコモと法務局又は京都府人権擁護委員連合会からそれぞれ派遣されます。

※講師に対する旅費及び謝礼は不要です。

●教室の内容（約50分）

① スマホ・ケータイ安全教室（株式会社NTTドコモ）

…スマートフォン・携帯電話の利用に関連した危険やトラブルを未然に防ぐための知識や心構えを学ぶ（40分）

② 人権教室（京都地方法務局・京都府人権擁護委員連合会）

…インターネットを通じたいじめを防止するための啓発，いじめにあった場合やネットトラブルに巻き込まれた場合の人権相談窓口の周知広報を行う（10分）

※原則として50分授業での実施となります。

●利用の流れ

① 実施希望日の2か月前までに「スマホ・ケータイ人権教室実施申込書（様式1）」を御記入の上，京都地方法務局人権擁護課企画係までメール又はファクシミリにて提出してください。

※NTTドコモに直接申込みをすることはできません。

※期限までに申込みができなかった場合は，別途お問合せ願います。

※日程等の都合により御希望に添えない場合があります。あらかじめ御了承ください。

※土曜日・日曜日・祭日・年末年始（12月29日～1月3日）は教室を実施して
おりません。

- ② 申込書受領後、申込内容の確認のため、京都地方法務局担当者からお電話をいたします。万が一、申込日から1週間を経過しても連絡がない場合は、恐れ入りますが下記までお問い合わせください。
- ③ 実施日の約2週間前に、株式会社NTTドコモから、「スマホ・ケータイ安全教室ポイントブック」が送付されます。お手数ですが、スマホ・ケータイ人権教室の実施後に、受講者への配布をお願いいたします。
- ④ 実施当日は、開始時間の30分前に、講師がそろって学校を訪れます。その後速やかに機材の設営に移りますので、御用意いただける機材を、到着時間までに設営いただけるよう、御協力をお願いいたします。
- ⑤ 実施後2週間以内に「[スマホ・ケータイ人権教室受講報告書（様式2）](#)」を京都地方法務局人権擁護課までメール又はファクシミリにて提出願います。
※今後の参考とさせていただきますので、期限内での提出につき御協力いただきますようお願いいたします。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

◆お申込み・お問合せ先◆
京都地方法務局人権擁護課企画係
TEL 075-231-0325
FAX 075-222-0836
メール jinken_kyoto_moj_bal@i.moj.go.jp

京都地方法務局・京都府人権擁護委員連合会



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

★様式等ダウンロードはこちら

[「スマホ・ケータイ人権教室実施申込書（様式1）」](#)

[「スマホ・ケータイ人権教室受講報告書（様式2）」](#)